

教職課程科目表[看護学科 養教一種]

養護教諭一種免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に基づき、教職に関する科目、養護に関する科目、養護または教職に関する科目及び教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目を履修し、所定の単位を修得しなければなりません。これら所定科目は、以下のとおりです。

(1)教職に関する科目

教育職員免許法施行規則		本学該当科目			
教職に関する科目	最低修得単位	科目名	単位数	配当年次	備考
教職の意義等に関する科目	2	教職論(中高・養・栄)	2°	1	「資格科目」
教育の基礎理論に関する科目	4	教育原理(中高・養・栄)	2°	2	「資格科目」
		教育・学校心理学(教育心理学)	2°	2	心理学科専攻科目
		教育制度論(中高・養・栄)	2°	2	「資格科目」
教育課程に関する科目	4	道徳教育の指導法(中高・養・栄)	2°	2	「資格科目」
		特別活動の指導法(中高・養・栄)	2°	2	「資格科目」
		教育方法論(中高・養・栄)	2°	2	「資格科目」
		教育方法・技術論	2°	2	総合子ども学科専攻科目
生徒指導及び教育相談に関する科目	4	生徒指導論	2°	2	「資格科目」
		教育相談(中高・養・栄)	2°	3	「資格科目」
養護実習	5	養護実習Ⅰ	1°	4	「資格科目」事前・事後指導
		養護実習Ⅱ	4°	4	「資格科目」
教職実践演習	2	教職実践演習(養護教諭)	2°	4	「資格科目」
法定最低修得単位数	養教一種21単位	必修合計単位数 養教一種27単位			

(注)単位数欄の○印は必修。

(2) 養護に関する科目

教育職員免許法施行規則		本学該当科目			
養護に関する科目	最低修得単位	科目名	単位数	配当年次	備考
衛生学及び公衆衛生学 (予防医学を含む。)	4	健康と社会・環境	2°	1	看護学科専攻必修
		疫学	1°	2	看護学科専攻必修
		医療と社会福祉学	1°	1	看護学科専攻必修
学校保健	2	学校保健	2°	2	看護学科専攻科目
養護概説	2	養護学概説	2°	3	看護学科専攻科目
健康相談活動の理論及び方法	2	健康相談活動論	2°	3	看護学科専攻科目
栄養学(食品学を含む。)	2	生化学の基礎	2°	1	全学共通科目
		栄養学総論	1°	1	看護学科専攻必修
解剖学及び生理学	2	解剖学	2°	1	看護学科専攻必修
		生理学	2°	1	看護学科専攻必修
「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	微生物学	2°	1	看護学科専攻必修
		薬理学	2°	2	看護学科専攻必修
		病理学	1°	2	看護学科専攻必修
精神保健	2	精神看護学概論	2°	2	看護学科専攻必修
看護学 (臨床実習及び救急処置を含む。)	10	看護学原論	2°	1	看護学科専攻必修
		基盤実践看護学演習Ⅰ	1°	1	看護学科専攻必修
		基盤実践看護学実習Ⅱ	2°	2	看護学科専攻必修
		基盤実践看護学演習Ⅱ	1°	1	看護学科専攻必修
		臨床実践看護学演習Ⅰ	2°	3	看護学科専攻必修
		ヘルスアセスメントⅠ	1°	3	看護学科専攻必修
		成人看護学方法論Ⅱ	1°	3	看護学科専攻必修
		成人看護学実習Ⅱ	3°	3	看護学科専攻必修
		小児看護学概論	2°	2	看護学科専攻必修
		小児看護学方法論	1°	3	看護学科専攻必修
		母子看護学実習Ⅰ	1°	2	看護学科専攻必修
		母子看護学実習Ⅱ	3°	3	看護学科専攻必修
		母性看護学概論	2°	2	看護学科専攻必修
		精神看護学方法論	1°	3	看護学科専攻必修
		成人看護学方法論Ⅰ	1°	3	看護学科専攻必修
成人看護学実習Ⅰ	3°	3	看護学科専攻必修		
法定最低修得単位数 養教一種28単位	必修合計単位数 養教一種51単位				

(注) 単位数欄の○印は必修。

(3) 養護又は教職に関する科目

教育職員免許法施行規則		本学該当科目			
養護又は教職に関する科目	最低修得単位	科目名	単位数	配当年次	備考
		「教職に関する科目」と「養護に関する科目」の修得単位数の内、法定最低修得単位数を超えて修得した単位数の合計(最低7単位以上必要)			
法定最低修得単位数 養教一種7単位					

(注) 本学で定める「教職に関する科目」と「養護に関する科目」の必修科目を修得すれば、「養護又は教職に関する科目」の法定最低修得単位の要件を併せて充足したことになる。

◎養護教諭一種免許取得のためには、(1)教職に関する科目・(2)養護に関する科目・(3)養護又は教職に関する科目の法定最低修得単位数をそれぞれ充たした上で、(1)(2)(3)の合計単位数が56単位以上必要となる。

※養教1種・・・(1)(2)の本学必修科目の合計＝78単位

(4) 第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則		本学該当科目			
第66条の6に定める科目	最低修得単位	科目名	単位数	配当年次	備考
日本国憲法	2	日本国憲法	2°	1	全学共通科目
体育	2	生涯スポーツの科学	2	2～3	} 2単位以上 選択必修 (全学共通科目)
		健康・スポーツ科学実習A	1	1～3	
		健康・スポーツ科学実習B	1	1～3	
		健康・スポーツ科学実習C	1	1～3	
		健康・スポーツ科学実習D	1	1～3	
外国語コミュニケーション	2	英語会話Ⅰ	2°	1	全学共通科目
		英語会話Ⅱ	2°	1	全学共通科目
情報機器の操作	2	情報とコンピュータⅠ	1°	1	全学共通科目
		情報とコンピュータⅡ	1°	1	全学共通科目

(注) 1. 単位数欄の○印は必修。

2. 卒業に必要な単位及び教育職員免許法に定める(1)(2)(3)の56単位に加え、(4)に定める最低必要単位を修得しなければ教育職員免許状授与の所要資格を得ることができない。

3. 体育は、可能な限り、「健康・スポーツ科学実習A～D」の内、1科目以上を履修することが望ましい。